平成２７年度

滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会

事　業　計　画・予　算　書

平成27年度　共同募金運動について

1．趣　旨

戦後まもない昭和22年に、国民による第１回の共同募金運動が発足しました。その後、めまぐるしい社会情勢の変化を受け止めながらも今日まで成長し、赤い羽根共同募金として全国に浸透してまいりました。現在は、社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業として運動を展開しています。

運動発足の目的は「だれもが人間として尊重され生きる喜びに満ちあふれた生活をするために、人びとが心のふれあいを深め、おたがいに協力して明るく住みよい社会を築こう」という連帯感や相互扶助の精神でありました。しかし、これらが薄れつつある今日、社会福祉に対するニーズは多種多様にわたってきております。このようなことから、公的責任での社会保障や社会福祉の制度向上とあわせて、民間の発意とたすけあいによる自主的な福祉活動がより強く望まれるようになってまいりました。

共同募金は、民間社会福祉事業に必要な資金を、寄付者自らの福祉を高めるための拠出運動であるという認識のもとに、深いご理解とご協力を得ながらこの運動を展開し、社会福祉の拡充強化をはかり、地域の福祉を推進するものです。

2．共同募金会の組織

共同募金会は、国・都道府県・市町村の順に、中央共同募金会・都道府県共同募金会・市町村共同募金委員会と組織されています。

守山市においては、滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会の事務局を守山市社会福祉協議会におき、社協役員、自治会、民生委員児童委員、その他関係機関職員および団体でこれを組織しています。

3．募金目標額について

滋賀県共同募金会では、県内の受配者の要望を取りまとめ総合的視野をもった配分委員会等を経て、年度毎の配分計画がたてられます。そして、この計画に基づき市町共同募金委員会に対する広域配分分担金額が設定されます。

また、市町共同募金委員会においても、当該地域で必要とされる事業等に対する配分計画をたて、広域配分分担金を含めた一般募金、歳末たすけあい募金のそれぞれに目標額を設定することになります。

つまり募金目標額とは、都道府県ごと、市町村ごとにその地域における民間社会福祉事業に必要と認められる募金の総額であり、それぞれの配分計画がその根拠となっています。

平成27年度　滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会事業計画

1. 会務の運営

（1）理事会の開催
　・５月（決算についてほか）
　・３月（予算についてほか）
（2）評議員会の開催
　・５月（決算についてほか）
　・３月（予算についてほか）
（3）審査委員会の開催
　・１月（募金目標額の設定、助成事業の監査、評価等）
　・随時（公募事業の助成申請について）

2. 共同募金運動の実施

（1）共同募金目標額の設定　　13,000千円
　　一　般　募　金　　9,650千円
　　歳末たすけあい募金　　3,350千円
（2）運動期間
　　平成27年10月１日から平成27年12月31日まで
　　10月、11月は主として一般募金
　　12月は歳末たすけあい募金
（3）戸別募金の推進
（4）街頭募金の実施（10月1日　JR守山駅頭での啓発のほか期間中10回以上の実施）
（5）法人・学校・職域募金の推進
（6）イベントや店頭等募金箱設置場所の拡大

3. 助成の実施

（1）社会福祉協議会や自治会（提案事業）への助成
（2）各種福祉団体等への助成

4. 広報・啓発活動の実施

（1）運動資材（赤い羽根、啓発ティッシュ、募金バッジ等のグッズ等）による啓発
（2）募金用途の「見える化」推進
　・市社協ホームページに随時情報公開、広報紙「社協だより」で助成事業や啓発運動の紹介等
　・イベント等開催時に共同募金コーナーの設置ならびに啓発

5. 広域助成対象事業の照会

6. その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

平成27年度 滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会予算書

単位：千円

大	中	小	平成27年度 合計	平成27年度 本部サービス区分	平成27年度 寄付金サービス区分	平成26年度 合計	平成26年度 本部経理区分	平成26年度 寄付金経理区分	比較増減 合計	比較増減 本部経理区分	比較増減 寄付金経理区分
			金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
経常活動による収支											
収入	共同募金収入		13,000	0	13,000	13,000	0	13,000	0	0	0
		一般募金収入	9,650	0	9,650	9,600	0	9,600	50	0	50
			法人募金以外の収入	9,300	0	9,300	9,300	0	9,300	0	0	0
			法人募金の収入	350	0	350	300	0	300	50	0	50
		地域歳末たすけあい募金収入		3,350	0	3,350	3,400	0	3,400	△ 50	0	△ 50
			法人募金以外の収入	3,300	0	3,300	3,350	0	3,350	△ 50	0	△ 50
			法人募金の収入	50	0	50	50	0	50	0	0	0
	受取利息配当金収入			1	1	0	1	1	0	0	0	0
		受取利息配当金収入		1	1	0	1	1	0	0	0	0
			受取利息配当金収入	1	1	0	1	1		0	0	0
	サービス区分間繰入金収入			134	134	0	116	116	0	18	18	0
		サービス区分間繰入金収入		134	134	0	116	116	0	18	18	0
			寄付金区分繰入金収入	134	134	0	116	116		18	18	0
	法人内部間取引収入			6,711	800	5,911	7,592	500	7,092	△ 881	300	△ 1,181
		本会からの収入		6,711	800	5,911	7,592	500	7,092	△ 881	300	△ 1,181
経常収入計(1)				19,846	935	18,911	20,709	617	20,092	△ 863	318	△ 1,181
支出	人件費支出			150	150	0	150	150	0	0	0	0
		役員報酬		150	150	0	150	150	0	0	0	0
	事務費支出			105	105	0	105	105	0	0	0	0
		旅費交通費		15	15	0	15	15	0	0	0	0
		消耗品費		90	90	0	90	90	0	0	0	0
	事業費支出			950	950	0	630	640	0	310	310	0
		広報費		800	800	0	500	500	0	300	300	0
			運動資材費	800	800	0	500	500	0	300	300	0
		通信運搬費		70	70	0	60	60	0	10	10	0
			通信費	70	70	0	60	60	0	10	10	0
		会議費		80	80	0	80	80	0	0	0	0
	共同募金配分金支出			11,586	0	11,586	12,323	0	12,323	△ 737	0	△ 737
		地域配分金支出		11,586	0	11,586	12,323	0	12,323	△ 737	0	△ 737
			一般募金配分金支出	8,370	0	8,370	9,039	0	9,039	△ 669	0	△ 669
			地域歳末たすけあい配分金支出	3,216	0	3,216	3,284	0	3,284	△ 68	0	△ 68
	サービス区分間繰入金支出			134	0	134	116	0	116	18	0	18
		サービス区分間繰入金支出		134	0	134	116	0	116	18	0	18
			本部区分繰入金支出	134	0	134	116	0	116	18	0	18
	法人内部間取引支出			9,650	0	9,650	9,600	0	9,600	50	0	50
		本会への支出		9,650	0	9,650	9,600	0	9,600	50	0	50
			一般募金	9,650	0	9,650	9,600	0	9,600	50	0	50
経常支出計(2)				22,575	1,205	21,370	22,934	895	22,039	△ 359	310	△ 669
経常活動資金収支差額(3)＝(1)－(2)				△ 2,729	△ 270	△ 2,459	△ 2,225	△ 278	△ 1,947	△ 504	8	△ 512
前期末支払資金残高				2,729	270	2,459	2,225	278	1,947	504	△ 8	512
当期末支払資金残高				0	0	0	0	0	0	0	0	0

○ 滋賀県共同募金会災害見舞金交付要綱

（趣旨）

第１条　滋賀県共同募金会緊急対策資金管理運用規程第３条の規定に基づき、風雪水害、火災および地震等により被害を受けたもの（災害救助法が適用される災害を除く。）に対する見舞金の交付について必要なことを定める。

（見舞金の額および交付基準）

第２条　見舞金の額および交付基準は、次のとおりとする。

（１）住家（世帯員が住家(離れを含む)として使用しているものに限り、店舗、倉庫および納屋は除く。）の焼失、流失または倒壊の場合は、１世帯に20,000円。

（２）前号の焼失、流失および倒壊は、その被害面積が延べ床面積の３割程度以上（共同募金委員会長が同程度と認めた場合を含む）のものとする。

（３）第１号に定める住家が床上浸水した場合（相当部分の補修が必要と共同募金委員会長が認めたもの）は、１世帯に20,000円。

（４）被害を受けた住家に複数の世帯が入居している場合は、見舞金の交付先は、１世帯限りとする。
ただし、共同住宅の場合はこの限りでない。

（見舞金の交付方法）

第３条　共同募金委員会長は、管内において第１条に定める災害が発生し被害の程度が前条の基準に該当する場合は、本会会長名の見舞金を速やかに被害者に交付するものとする。
なお、見舞金の交付に関し疑義がある場合は、本会に確認のうえ交付するものとする。

２　共同募金委員会長は、前号の見舞金を交付した後、災害見舞金交付申請書（別紙様式）に証拠書類（新聞記事の写または消防署の発行する証明書）を添付して本会会長に提出するものとする。

３　本会会長は、前号の災害見舞金交付申請書を受理したときは、速やかに共同募金委員会長の指定する口座に振込送金するものとする。

付　則

１　この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

２　従来の災害見舞金交付要綱は、これを廃止する。

付　則

この要綱は、平成10年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成22年５月12日から施行する。

平成２７年度

日本赤十字社滋賀県支部
守山市地区会計予算書

平成27年度　日赤社資募集について

日本赤十字社滋賀県支部守山市地区

1．趣　旨

日本赤十字社の行う各種事業は、皆さまからの赤十字社事業資金（社資）を主な財源としています。赤十字が国の内外にわたって行う人道的事業は、普遍的、長期的なものであるため、毎年安定した資金が必要とされます。赤十字事業を円滑かつ強力に実施するためには、一人でも多くの方に赤十字にご理解・ご協力をいただく必要があります。

毎年５月、全国的に「赤十字社員増強運動」が展開されますので、守山市ではこの時期を中心に、自治会等を通じて広く赤十字社事業資金（社資）の募集をお願いしております。

2．平成２７年度社資目標額

滋賀県	１５２，３８８，０００円
守山市	８，７０７，０００円

3．赤十字とは

人間の社会は、政治・経済だけで成り立っているものではなく、その中に温かい人間愛の精神が流れ合うことによって幸せな世の中が運営されていくのです。誰の胸の中にも内在する人間愛の精神から発する善意を結集して世の中の不幸な人々を助け、さらに社会を一層住みよくするために努力するのが赤十字の使命です。

4．赤十字の組織

赤十字社連盟を通じて世界186ヶ国以上につながる赤十字社は、一国一社のたてまえで組織されています。日本赤十字社は東京に本社をおき、各都道府県の県庁所在地に47支部をおいています。支部の下部組織として地区と分区があります。守山市においては、日本赤十字社滋賀県支部守山市地区の事務局を守山市社会福祉協議会においています。

また、日本赤十字社の機構の中には医療センターをはじめとする医療、看護師養成、児童福祉、血液センターなどの常設施設もあり、これらは一部を除き、それぞれ所在の支部に属して事業をおこなっています。

5．赤十字の財源

日本赤十字社法第4条に「日本赤十字社は、社員をもって組織する」と定められています。

人種・宗教・政治・国境を越えた完全な中立の立場で公平かつ平等に事業を行うことを使命とする赤十字は、真にこれを理解し、協賛する社員の拠出金その他寄付金によってまかなわれています。

6．赤十字社員とは

日本赤十字社の活動は、赤十字の理念に賛同して加入した社員が拠出したお金「社費」と、広く一般国民の皆様から寄せられる「寄付金」によって支えられています。

社員とは、日本赤十字社の会員またはメンバーのことで、年額500円以上の社費（会費）を納めていただくことにより、社員として加入できます。

赤十字の社員は、財政的に赤十字を支えるとともに、奉仕活動の一翼を担う立場に立ち、地球的規模での人道的活動に参画することに大きな意義があります。

7．社資功労にかかる表彰

日本赤十字社に対し、社資（社費・寄付金）を納めた場合、納入額に応じて、次のような称号や有功章が贈られます。

特別社員 ： 毎年2,000円以上の社費を納め、累計額が20,000円以上に達したもの
： 20,000円以上の社費を一時または数次に納めたもの
銀色有功章 ： 一時に200,000円以上500,000円未満の社費を納めたもの
： 社費の累計額が200,000円以上500,000円未満に達したもの
金色有功章 ： 一時に500,000円以上の社費を納めたもの
： 社費の累計額が500,000円以上に達したもの

8．寄付金に対する税制上の優遇措置

日本赤十字社に対する社費や寄付については、税制上の優遇を受けることができます。

日赤災害時支援について

○ 災害救援物資及び弔慰金交付基準（要約抜粋）

災害があって住家の焼失、崩壊、流失の場合および死亡者に対し、次の交付基準により、災害救援物資及び弔慰金が交付されます。（災害救助法が適用される災害を除く。）

1）住家が全焼・全壊・流出の場合　（生活の本拠でない倉庫、作業場等は含まない。）

毛　　布	1 人 1 枚
緊急セット	1世帯1セット
大判タオル	1 人 1 枚

※ 冬季（11月～3月）毛布は1人2枚

2）住家が半焼・半壊・床上浸水の場合　（生活の本拠でない倉庫、作業場等は含まない。）

	1～6人世帯	7人以上世帯
緊急セット	1セット	
タ オ ル	2本	4本

※ 被害程度により全焼・全壊扱いにしてもよい。

3）災害により避難所等に避難を要する場合

毛　　布	1 人 1 枚
緊急セット	1世帯につき1セット

4）死亡者への弔慰金
1人につき10,000円

平成27年度　日本赤十字社滋賀県支部守山市地区会計　予算

収　入　　単位：千円

款	項	目	27年度予算	26年度予算	比較増減	説　明
1. 社資			7,600	7,600	0	(内訳)　個別　6,700,000円
	1. 社資		7,600	7,600	0	奉仕団　800,000円
		1. 社資	7,600	7,600	0	支部受付　100,000円
2. 交付金			988	988	0	
	1. 地区分区交付金		988	988	0	
		1. 事務費交付金	608	608	0	社資実績額×8%
		2. 事業費交付金	380	380	0	社資実績額×5%
3. 繰越金			173	182	△ 9	
	1. 繰越金		173	182	△ 9	
		1. 繰越金	173	182	△ 9	
4. 雑収入			31	31	0	
	1. 雑収入		31	31	0	
		1. 雑収入	31	31	0	県支部より一日研修開催助成金30,000円 預金利子等1,000円
収入合計			8,792	8,801	△ 9	

支　出　　単位：千円

款	項	目	27年度予算	26年度予算	比較増減	説　明
1. 納付金			7,600	7,600	0	
	1. 納付金		7,600	7,600	0	
		1. 社資	7,600	7,600	0	募集社資を県支部へ納付
2.事務費			100	80	20	
	1. 社員管理及び社資募集活動に伴う事務的経費		100	80	20	
		1. 人件費を除く事務的経費	100	80	20	消耗品、印刷代、郵送代 等
3. 事業費			1,092	1,121	△ 29	
	1. 事業費		1,092	1,121	△ 29	
		1. 災害救護費	332	343	△ 11	災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ備品、緊急用備品
		2. 奉仕団費	525	468	57	活動費240,000円、一日研修会100,000円、 リーダー研修135,000円、65周年50,000円
		3. 青少年赤十字費	30	30	0	青年赤十字奉仕団活動助成
		4. 広報活動費	205	280	△ 75	広報費120,000円、社資還元金83,000円
支出合計			8,792	8,801	△ 9	

守山市社会福祉協議会のあゆみ

昭和３１年　９月１１日	守山町社会福祉協議会発足
昭和３９年　４月　１日	心配ごと相談所の開所
昭和４１年　６月　９日	社会福祉法人として守山町社会福祉協議会設立認可（厚生省社第１３４号） 会長に守山町長北川俊一就任
昭和４３年　６月２４日	守山町社会福祉協議会定款施行細則の制定
昭和４５年　６月　９日	会長に島田武一就任
昭和４５年１１月　４日	昭和４５年７月１日市制施行により、社会福祉法人守山町社会福祉協議会から社会福祉法人守山市社会福祉協議会に名称変更認可（厚生省社第６６７号）
昭和４６年　２月　１日	玉津学区社会福祉協議会設立
昭和４６年　４月　１日	中洲学区社会福祉協議会設立
昭和４６年　５月　１日	守山学区・小津学区・速野学区社会福祉協議会設立
昭和４６年　５月　２日	河西学区社会福祉協議会設立
昭和４７年　６月　９日	会長に寺田喜久治就任
昭和４９年　５月２８日	吉身学区社会福祉協議会設立
昭和４９年　６月　９日	会長に三浦義二就任
昭和５０年　５月１９日	理事定数改正により定款一部変更
昭和５０年　５月３０日	会長に大井角次就任
昭和５１年　１月　１日	守山善意銀行設置
昭和５１年　４月　１日	福祉ヤクルト事業開始
昭和５２年　４月　１日	守山市奉仕活動センター（ボランティアセンター）設置
昭和５４年　４月　１日	守山駅東口自転車駐車場管理受託
昭和５５年　６月　９日	会長に村瀬慶治就任
昭和５７年　４月　１日	守山駅東口西口自動車駐車場管理受託
昭和５８年　４月　１日	給食サービス事業開始
昭和５９年　９月　１日	福祉基金設置
昭和６１年　３月　１日	守山市社会福祉協議会強化計画推進委員会の設置
昭和６１年　３月　１日	会長に寺田智就任
昭和６２年　２月１３日	社会福祉協議会基盤強化について提言を受ける
昭和６２年　４月　１日	守山市社会福祉協議会強化計画大綱の制定
昭和６３年　８月１２日	厚生省より福祉ボランティアのまちづくり事業（ボラントピア事業）の指定を受ける ボランティアコーディネーターを配置
昭和６３年　８月２４日	福祉啓発推進員「ふくし記者」を設置
昭和６３年１２月１５日	広報紙「しあわせ」創刊
平成　元年　１月１３日	当面の社協活動方針の制定
平成　元年　２月１５日	守山市ボランテイア情報創刊号発行
平成　元年　３月１９日	第１回住民福祉映画会の開催
平成　元年　４月　１日	福祉のまちづくりのための「市民意識調査」実施
平成　元年　６月　９日	社会福祉事業法改正により定款一部変更
平成　元年　９月２０日	車椅子貸与事業実施、地域福祉推進啓発用器材貸与事業開始（イベント等の機材）

平成　元年１１月	「守山の社会福祉のあゆみ」発行
平成　２年　４月　１日	エアーマット貸与及び助成事業実施
平成　２年　４月　１日	速野小学校、守山中学校福祉活動推進校指定
平成　３年　４月　１日	社協会員を一般会員、福祉関係団体会員、福祉施設会員、個人賛助会員、特別賛助会員に改める
平成　３年　４月　１日	機能訓練送迎サービス事業受託、盲人ガイドヘルパー派遣事業受託
平成　３年　５月３１日	会長に田中甲子就任
平成　４年　４月　１日	ボランティア基金設置
平成　４年　９月　８日	福祉のまちづくりシンポジウムの開催
	玉津小学校福祉推進校に指定
	法律相談の開設
平成　５年　４月　１日	守山市社会福祉協議会事務所福祉保健センター内に移転
平成　５年　６月３０日	厚生省より「ふれあいのまちづくり事業」の指定を受ける
平成　５年　８月２４日	ふれあいのまちづくり事業推進会の設置
平成　５年１０月２１日	小津・玉津・中洲学区に地域福祉推進員の設置
平成　５年１１月１８日	玉津学区に福祉協力員の設置
平成　５年１２月１３日	中洲学区に福祉協力員の設置
平成　６年　２月　７日	小津学区に福祉協力員の設置
平成　６年　８月　１日	速野学区に地域福祉推進員の設置
平成　６年　９月　１日	速野学区に福祉協力員の設置
平成　６年１１月１１日	高齢者ふれあい交流事業「すこやかサロン」開始
平成　６年１１月２７日	第１回在宅介護者のつどい開催
平成　７年　１月　４日	河西学区に地域福祉推進員の設置
平成　７年　１月３０日	河西学区に福祉協力員の設置
平成　７年１２月　１日	守山学区に地域福祉推進員の設置
平成　８年　２月　１日	守山学区に福祉協力員の設置
平成　８年　３月１５日	会長に遠藤繁雄就任
平成　８年１２月　１日	吉身学区に福祉協力員の設置
平成　８年１２月　６日	全社協モデル定款変更のため定款を一部改正
平成　９年　３月３１日	福祉ヤクルト事業廃止
平成　９年　４月　１日	吉身学区に地域福祉推進員の設置
平成　９年　４月　１日	ホームヘルパー事業受託
平成１０年　３月１２日	歳末配分検討委員会設置
平成１０年　３月３１日	「ふれあいのまちづくり事業」の指定終了
平成１０年　４月　１日	滋賀県地域福祉活動支援事業実施
平成１０年１１月１２日	地域福祉活動計画策定委員会設置
平成１０年１２月　７日	訪問散髪サービス事業実施（歳末たすけあい運動）
平成１０年１２月１６日	ふとん丸洗いサービス事業実施（歳末たすけあい運動）
平成１１年　３月　３日～６日	腹話術講座開講
平成１１年　５月１２日	共同募金運動実施委員会設置
平成１１年　６月２４日	点字講座開講
平成１１年　７月２９日	福祉ちょっと体験スクール開講
平成１１年１０月　１日	地域福祉権利擁護事業開始
平成１２年　４月　１日	介護保険制度施行に伴い、居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問看護事業を開始（定款を一部改正）
平成１２年　６月　１日	会長に松村肇就任
平成１２年　６月１５日	広報紙「もりやま社協だより」創刊

平成１２年　８月２２日	第１回そばづくり講習会開催
平成１３年　２月２３日	地域福祉活動計画完成
平成１３年　３月３０日	全社協モデル定款変更のため定款を一部改正
平成１３年　４月　１日	第三者委員を設置し、苦情解決制度開始
平成１３年１１月　９日	厚生労働大臣表彰を受賞（地域福祉の増進、社会福祉法制定５０周年）
平成１４年　４月　１日	石田デイサービスセンター・在宅介護支援センターの運営開始（定款を一部改正）
平成１４年　７月　１日	滋賀県健康福祉セーフティネット促進事業実施
平成１５年　３月３１日	視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業（市受託）終了
平成１５年　３月３１日	身体障害者ホームヘルプサービス事業（市受託）終了
平成１５年　４月　１日	お話し相手ボランティア派遣事業（市受託）開始
平成１５年　４月　１日	滋賀県健康福祉プロジェクト事業受託
平成１５年　７月２０日	第１回石田デイサービスセンター夏祭り開催
平成１５年１０月　１日	外出支援ボランティア「はぁーと」結成
平成１６年　１月～２月	福祉協力員活動充実のための意識調査実施
平成１６年　８月　１日	在宅子育て不安予防システムモデル事業（県社協受託）
平成１６年８月～１１月	市社協補助金等あり方検討委員会開催（委員５名、会議４回）
平成１７年　３月２４日	子育て支援ボランティア「オアシス」結成
平成１７年　４月　１日	ファミリー・サポート・センター事業（市受託）
平成１７年　６月２８日	地域福祉活動検討委員会開催（委員６名、会議５回）
平成１７年　８月２４日	災害ボランティアコーディネーター養成講座（市受託）開講
平成１７年１１月　１日	支援費制度事業（訪問介護）開始
平成１８年　２月２１日	「福祉のまちづくりをすすめていく指針」策定
平成１８年　３月	すこやか体操ビデオおよびテキスト発行
平成１８年　３月１１日	守山災害ボランティア・コーディネーター「ふなボタル」結成
平成１８年　３月３１日	滋賀県健康福祉プロジェクト事業（県社協受託）終了
平成１８年　３月３１日	在宅介護支援センターの運営（市受託）終了
平成１８年　４月　１日	駅前東口自転車駐車場、石田デイサービスセンターの管理経営の指定管理を市より受ける（いずれも継続受託）ため、定款を一部改正
	介護予防事業、（市受託）開始
平成１８年　６月　１日	会長に山本富夫就任
平成１８年　８月２９日	市社協改革推進のための検討会議開催（委員２２名、会議７回）
平成１８年１０月　１日	福祉有償運送事業の開始
	地域いきいき広場事業、障害者移動支援事業（いずれも市受託）開始
平成１８年１１月２３日	市社協法人化４０周年記念守山市社会福祉大会開催
平成１９年　２月２３日	地域福祉活動事例集「こんな取り組みありますよ」発行
平成１９年　３月２４日	すこやか体操「お口編」発行
平成１９年　５月　１日	顧問設置のため、定款を一部改正
平成１９年　７月１１日	団塊世代支援事業（市受託）開始
平成２０年　３月３１日	介護予防事業（市受託）終了
平成２０年　３月３１日	すこやかサロンおしながきレシピ集の発行
平成２０年　５～　８月	学区社協との懇談会開催
平成２０年　７月　１日	回想法ボランティア養成事業（市受託）開始
平成２１年　３月３１日	市すこやかサロン事業終了
平成２１年　３月３１日	子育てサロン啓発冊子「子育てサロンってなぁ～に？」発行
平成２１年　４月　１日	地域協働推進事業（市受託）開始

	地域生活応援ボランティア「安心お助け隊」結成
平成２１年　４月１１日	スリーハート社協開所（居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業を平和堂守山店２階へ移転）
平成２１年　５月　１日	働く方の子育て応援事業（市受託）開始
	もりやま社協だより広告掲載開始
平成２１年　６月２３日	介護予防事業（いきいき広場）の実施
平成２１年　７月１５日	理事研修の実施（高島市社協へ）
平成２１年　７月２１日	第２次守山市地域福祉活動計画策定準備会設置
平成２１年１１月　１日	キャップリサイクル事業開始
平成２１年１１月１６日	回想法ボランティア派遣事業（市受託）開始
平成２２年　１月　５日	認知症対応型デイサービス「ひだまり」開所
平成２２年　１月２０日	「シニア後押し事業のあゆみ」発行
平成２２年　３月３１日	団塊世代支援事業（市受託）終了
	常設相談の終了
平成２２年　４月　１日	すこやかシニア応援事業（市受託）開始
平成２２年　５月２１日	第２次守山市地域福祉活動計画作業部会設置（委員１６名、会議11回）
平成２２年　６月　１日	会長に中條忠文就任
平成２２年　６月２４日	第２次守山市地域福祉活動計画策定委員会設置（委員１３名、会議５回）
平成２２年　８月２６日	役員等研修の実施（滋賀県共同募金会パートナーミーティングへの出席）
平成２３年　３月　４日	第２次守山市地域福祉活動計画完成
平成２３年　３月３１日	守山駅前東口自転車駐車場指定管理者の期間満了
平成２３年１１月１８日	全国社会福祉協議会会長表彰を受賞（子育て支援ネットワーク活動の取組み）
平成２４年　３月３１日	地域協働推進事業（市受託）終了
平成２４年　３月３１日	働く方の子育て応援事業（市受託）終了
平成２４年　３月３１日	継続して石田デイサービスセンターの管理運営の指定管理を市から受ける（平成２４年度～２６年度）
平成２４年　４月　１日	いきがい活動ポイント事業（市受託）開始
平成２４年　４月　１日	職員出前講座の開始
平成２５年　１月　７日	心の悩み電話相談「聴かせて！ホットライン」開設（市地域支え合いづくり促進事業補助）
平成２５年　１月１２日	傾聴入門講座の実施（市地域支え合いづくり促進事業補助）
平成２５年　４月　１日	災害時要援護者等寄り添い見守る活動応援事業の開始
平成２５年　４月　１日	エコキャップ活動の開始
平成２５年　９月　１日	生活・就労支援相談室の設置
平成２５年１０月２８日	市社協マスコットキャラクター（名称：もりぴー）決定
平成２５年１２月１０日	理事・評議員合同研修会開催
平成２６年　４月　１日	中村一彦・鈴子守山ほたるの子基金創設
平成２６年　４月　１日	ひとり暮らし高齢者等緊急医療情報配備事業（命のバトン）の実施
平成２６年　４月　５日	市社協ホームページのリニューアル・運用開始
平成２６年　７月２２日	第３次守山市地域福祉活動計画作業部会設置（部会員１６名、会議９回）
平成２６年　８月２５日	情報一斉送信システムの運用開始
平成２６年１０月　１日	福祉車両貸出しお出かけ応援事業の開始
平成２７年　１月	守山ほたるの子サポート事業「ボランティア活動等参加職新事業」開始
平成２７年　３月１０日	守山ほたるの子サポート事業「ひきこもり家族交流会」開催
平成２７年　３月１６日	福祉施設等担当者交流会議開催
平成２７年　３月１８日	守山ほたるの子サポート事業「冒険遊び広場講演会」開催
平成２７年　１月２０日	第３次守山市地域福祉活動計画策定委員会設置（委員１５名、会議１回）
平成２７年　４月　１日	新社会福祉法人会計基準への移行

守山市社会福祉協議会の組織構成図

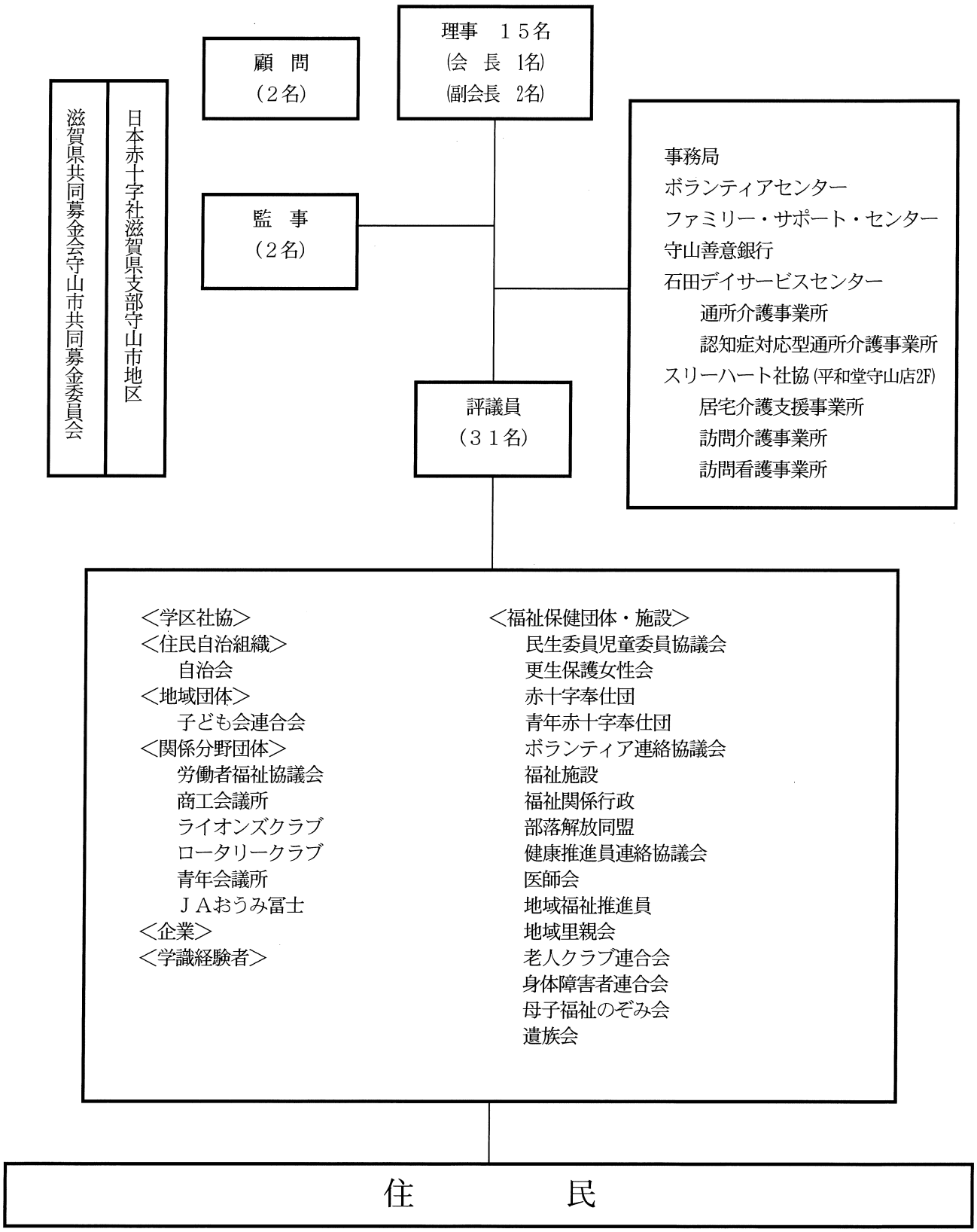

社会福祉法人　守山市社会福祉協議会

〒524-0013　滋賀県守山市下之郷三丁目２番５号
（守山市福祉保健センター内）
ＴＥＬ（077）５８３－２９２３
ＦＡＸ（077）５８２－１６１５

この冊子は、再生紙を使用しています

H27.3